第六十三条　第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第六十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第四条　独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十号中「第二号」を「第四号」に改め、同条第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第十九条の規定による貸付けを行うこと。

三　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二十条第一項の規定による保険を行うこと。

第十七条第二号中「これ」を「同条第二項第三号の業務並びにこれら」に改め、同条第三号中「第十三条第二項第二号」を「第十三条第二項第四号」に改める。

第十九条第一項中「並びに」を「及び」に、「及び第二号」を「から第四号まで」に改め、同条第三項及び第六項中「第十三条第二項第二号」を「第十三条第二項第四号」に改める。

第二十二条中「第二項第一号」の下に「若しくは第二号」を加える。

第二十八条中「第十三条第二項第二号」を「第十三条第二項第四号」に改める。

附則第七条第六項中「「第二号」を「「第四号まで」に改める。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年四月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章　内閣府関係（第一条―第三条）
第二章　総務省関係（第四条）
第三章　厚生労働省関係（第五条・第六条）
第四章　農林水産省関係（第七条・第八条）
第五章　国土交通省関係（第九条・第十条）
附則

第一章　内閣府関係

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第一条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

第三条第一項中「（都道府県」の下に「及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）」を加え、「施設が都道府県」を「幼稚園又は保育所等が都道府県（当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設（指定都市の区域内に所在する施設であって、都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する施設以外のものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該指定都市）に改め、「の都道府県知事」の下に「（当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設である場合にあっては、当該指定都市の長）」を加え、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、「基づく都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を、「当該都道府県」及び「、都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条第三項中「（都道府県」の下に「及び指定都市」を、「が都道府県」の下に「（当該連携施設が指定都市所在施設である場合にあっては、当該指定都市）を、「都道府県知事」の下に「（当該連携施設が指定都市所在施設である場合にあっては、当該指定都市の長）」を加え、同条第五項中「都道府県知事」の下に「（指定都市所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市の長。第八項及び第九項、次条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項において同じ。）」を、「市町村」の下に「（指定都市を除く。）」を加え、「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）」を削り、同項第四号ニ中「以下ホ」を「ホ」に改め、同条第九項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を、「当該都道府県」の下に「又は指定都市」を、「第三項」の下に「の当該都道府県又は指定都市」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　指定都市の長は、第一項又は第三項の認定をしたときは、速やかに、都道府県知事に、次条第一項に規定する申請書の写しを送付しなければならない。

第三条第七項中「「市町村」の下に「（指定都市を除く。）」を加え、同項ただし書中「同じ。）」の下に「（指定都市の長が第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、同法第六十一条第一項の規定により当該指定都市が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）」を加え、同項第一号中「第六十二条第二項第一号」の下に「の規定」を加え、「区域をいう。以下この項及び第十七条第六項」を「区域（指定都市の長が第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、同法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市が定める教育・保育提供区域）をいう。以下この項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　指定都市の長は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

第三条に次の一項を加える。

12　指定都市の長は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、次条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。